

令和2年度の公的年金額は0.2%引き上げ。 昨年に続きマクロ経済スライドを実施

年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

令和2年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率(+0.5%)が名目手取り賃金変動率(+0.3%)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(+0.3%)を用います。

さらに令和2年度は、名目手取り賃金変動率(+0.3%)にマクロ経済スライド※1による令和2年度のスライド調整率(▲0.1%)が乗じられることになり、改定率は+0.2%となります。このため、新規裁定者の国民年金(月額)は令和元年度に比べ+133円の6万5,141円となります。

令和2年度の新規裁定者(67歳以下の人)の年金額の例

- ➔ **厚生年金** (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額) … **月額22万724円**※2
- ➔ **国民年金** (老齢基礎年金(満額):1人分) … **月額6万5,141円**

令和2年度の参考指標

- 物価変動率……………+0.5%
- 名目手取り賃金変動率……………+0.3%
- マクロ経済スライドによる
スライド調整率……………▲0.1%

※1 マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。

※2 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

令和2年度の在職老齢年金の支給停止調整額は変更なし

年金を受給しながら働いて賃金を得ている人は、賃金と年金の合計額によっては、年金額が調整されます。令和2年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額などは令和元年度から変更ありません。

- 60歳台前半(60歳~64歳)の支給停止調整開始額…**28万円**
- 60歳台前半(60歳~64歳)の支給停止調整変更額…**47万円**
- 65歳以降の支給停止調整額……………**47万円**

組合員の皆様へ



5月下旬に「給付算定基礎額残高通知書」が 全国市町村職員共済組合連合会から送付されます

「給付算定基礎額残高通知書」は、平成27年10月から令和2年3月までの組合員期間に積み立てた、将来の退職等年金給付(年金払い退職給付)の原資となる「給付算定基礎額」に関する情報をお知らせするものです。

「給付算定基礎額残高通知書」の見方や、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度の概要、給付の計算方法等についての詳細は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ ▶ <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

人事異動

(令和2年4月1日付)

氏名	異動後	異動前
木吹 敦子	福祉課主幹	年金課主幹
中俣 千咲	年金課主査	福祉課主査
仙石 順一	おびし荘調理主任	新規採用

氏名	異動後	異動前
胡摩 和男	退職(3月31日付)	おびし荘調理主任
北浦 恭子	退職(3月31日付)	保健課主幹
西村 浩一	退職(3月31日付)	おびし荘調理主任